

コミュニティの法律サービスを担う弁護士の早期独立支援

—弁護士養成と法へのアクセスのモデル—

ルッツ・ヘレラ（トマス・ジェファソン・ロースクール准教授）

訳 宮下摩維子（首都大学東京法学部助教）

弁護士の大多数が個人開業および小規模法律事務所を開業しているにもかかわらず、ロースクールは、こうしたタイプの法律事務所の実務状況と課題について、学生を準備させる十分な手段を講じてこなかった。近年の経済の後退は、ロースクールがよく訓練された学生を、すぐに弁護士業の世界へ送り込む必要性をクローズアップしている。しかし、自身の法律事務所を立ち上げたばかりの個人弁護士は十分に実務経験を積んでおらず、取り返しのつかない損害を依頼者に負わせるのではないかと、経験豊かな弁護士、法律学の教授陣、州の弁護士界の政策立案者は懸念している。多くの新人弁護士は同じ懸念を持っているだけでなく、新規に法律事務所を開業することの経済的不安定も懸念している。

一握りのアメリカのロースクールと弁護士会組織は、弁護士を必要とする低所得の依頼人の需要に取り組む機会として、この新人弁護士養成の問題を捉えている。法律事務所の開業を支援する代わりに、ロースクールは修了生に対し新人弁護士早期独立支援プログラム（incubator programs）〔以下、早期独立支援プログラム〕を始めた。

これは、弁護士が低所得層に対し無料もしくは低価格で法律サービスを提供すれば、早期独立に資する支援をするというものである。本論文は、このような早期独立支援プログラムが司法へのアクセスを強化するものであることを説明し、ロースクールによるこうした法実務を発展させる近年の努力に焦点を当てて、最良のプログラムを設計するための提言をするものである。

A. 弁護士へのアクセスを強化するための早期独立支援プログラム

マスコミ、ブログ、そして異論を述べがちな法学教授までも、事実上、我国には弁護士が過剰に存在すると述べている。この弁護士過多の主張は複雑である。というのも、相談にのってくれる弁護士をみつけることができないために、法律の主張をしない、もしくは本人訴訟の遂行に悪戦苦闘している人が、数百万人存在するからである。1994年にアメリカ法曹協会（American Bar Association、ABA）が発表した民事法律サービスの需要に関する全国調査は、個人による弁護士への依頼の有無は、経済的な要因が大きく関わっていることを明らか

にした¹。中間所得世帯の61パーセントは、自身が経験した状況が弁護士の介入によって解決される保障がないために弁護士を依頼しなかったと回答した²。低所得世帯の71パーセントは、費用の問題、もしくは民事司法制度が助けになるとは信じられないことを理由として、法的問題の解決ために民事司法制度を利用しなかったと回答した³。[本人訴訟に関する]その後行われた裁判所の調査では、法律サービスの費用負担だけが理由で本人訴訟が増加しているのではなく、貧困レベルもしくはそれに近い個人が、多くは自ら法律問題に対処するサービスにアクセスしていることが明らかとなった⁴。

裁判所は、本人訴訟の需要と、それがより好まれていることに対応している⁵。アメリカ法曹財団（American Bar Foundation）

のCivil Justice Infrastructure Mapping Projectによれば、アメリカの全ての州は本人訴訟の手助けとなる情報をオンライン上に掲載しており、98パーセントの州はウェブサイト法律文書の書式を示している⁶。さらに、70パーセント以上の州が本人訴訟を助けるセンターを少なくとも一つ、裁判所主導の下に設けている。これは、本人訴訟を支援する公的な情報と援助を提供するものである⁷。提供されている充実した環境は、洗練された法律サービスの利用者にとっては、弁護士よりも費用のかからない選択肢となっている。しかし、こうした本人訴訟支援の情報源は、言語の壁に直面したり、精神的外傷に苦しんだり、もしくは複雑な手続の問題を乗り越えられない個人にとっては、常に十分とは限らない⁸。彼らは問題にぶつかったとき、多くの場合、

1 Am. Bar Ass'n, Consortium on Legal Services and the Public, Legal Needs and Civil Justice: A Survey of Americans, Mayor Findings from the Comprehensive Legal Needs Study (1994) [hereinafter Legal Needs], available at <http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/legalservices/downloads/sclaid/legalneedstudy.authcheckdam.pdf>

2 National Center for State Courts, How the Public Views the State Courts: A 1999 National Study (1999), available at <http://www.ncsc.org/~media/files/pdf/topics/gender%20and%20racial%20fairness/publicviewwrtspub.ashx> (survey respondents said they did not respond to the civil justice system because "the situation was not really a problem, that they could handle it on their own, and that a lawyer's involvement would not help"). See also Margaret Martin Barry, Accessing Justice: Are Pro Se Clinics A Reasonable Response to the Lack of Pro Bono Legal Services and Should Law School Clinics Conduct Them?, 67 Fordham L. Rev. 1879, 1883-84 (1999).

3 Legal Needs, *supra* note 1.

4 John M. Greacen, Self Represented Litigants and Court and Legal Services Responses to Their Needs: What We Know 3-5, July 20, 2002, available at <http://www.courts.ca.gov/partners/documents/SRLwhatwewknow.pdf> (citing studies where majority of users earn incomes that classify them as poor or near poor). But see Swank, *supra* note 8 at 378-79.

5 See Swank, *supra* note 8 at 376-378. See also Bonnie Rose Hough, Description of California Court's Programs for Self-Represented Litigants (2003), available at <http://www.courts.ca.gov/partners/documents/harvard.pdf> (summarizing data on the rise of pro se litigants in California's family law courts).

6 Rebecca L. Sandefur, Access Across America: First Report of the Civil Justice Infrastructure Mapping Project, 12, ABA Civil Infrastructure Mapping Project (October 2011).

7 *Id.* Additionally, 59 percent of states have courthouses with computer terminals to assist self-represented litigants. These computers use software to that explains how to respond to a claim. *Id.*

8 See Drew A. Swank, In Defense of Rules and Roles: The Need to Curb Extreme Forms of Per Se Assistance and Accommodation in Litigation, 54 Am. U. L. Rev. 1537, 1554-1558 (2005) (discussing the limitations of the resources for self-represented litigants). See also Rebecca Sandefur, The Impact of Counsel, An Analysis of Empirical Evidence, 9 Seattle J. for Soc. Just. 51, 62-71 (2010) (summarizing studies showing that individuals represented by lawyers are

弁護士の助けではなく安価な助けを求めようとするのである。

法律扶助機構 (Legal Services Corporation) は、民事法律扶助の一人の弁護士につき、6,415人の低所得の潜在的依頼人がいると報告している⁹。1991年以降、この国の全体の1パーセントにも満たない弁護士しか、公費選任刑事弁護人もしくは民事法律扶助の事務所で働いたことがない¹⁰。政府で働く弁護士と同様に、公費選任刑事弁護人と民事法律扶助の弁護士は、政府規則もしくはプログラム所定の条件に合致する依頼人しか弁護できない¹¹。貧困層を弁護する弁護士の数は、無料の法律サービスに対する現在そして今後も増大する需要を満たすものではない。したがって、アメリカで誰が弁護士にアクセスできているかを深く理解しなければ、法学教育の価値と意義の問題に答えることはできない。

歴史的にみて、アメリカの多くの弁護士は個人開業および小規模法律事務所の形で仕事を行ってきた。最新のABAの市場調査

では、弁護士全体の4分の3が一般営利の法律事務所で仕事をしている¹²。そうした弁護士のうち、49パーセントが個人開業弁護士と確認されていて、おおよそ14パーセントが5人以下の弁護士が所属する法律事務所で働いている¹³。弁護士の実態的人口統計によれば、一般営利の活動をする弁護士の過半数は個人営業であり、そうした実態にもかかわらず、ロースクール修了生のうち、自分の法律事務所の開設の可能性や課題について理解をしたうえで弁護士職につく者はほとんどいない。

ロースクールを修了したばかりの新人弁護士が、弁護士へのアクセスを有しない市民のために働くというアイデアは、新しいものではない。臨床法学教育と様々なロースクールのプログラムは、貧困層の需要に対応することを目的として、おおよそ1970年代にできた。こうしたプログラムは一般的に学生の授業料や政府の補助金によって賄われる。新人弁護士早期独立支援プログラムの新しいところは、自分自身で

more likely to win than those who represent themselves). *See also* D. James Greiner and Cassandra Woios Pattanayak, Randomized Evaluation in Legal Assistance: What Difference Does Representation (Offer and Actual Use) Make?, 121 Yale L.J. 2118 (2012).

9 *See* Legal Services Corporation, Documenting The Justice Gap in America: The Current Unmet Civil Legal Needs of Low-Income Americans 1-2 (2009) [hereinafter Documenting the Justice Gap], available at http://www.lsc.gov/sites/default/files/LSC/pdfs/documenting_the_justice_gap_in_america_2009.pdf

10 ABA Mkt Research Dep't, Lawyer Demographics (2014) [hereinafter Lawyer Demographics], available at http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/market_research/lawyer-demographics-tables-2014.authcheckdam.pdf

11 For a detailed discussion of restrictions on federally funded programs, *see* Alan W. Houseman, Restrictions by Funders and the Ethical Practice of Law, 67 Fordham L. Rev. 2187, 2189-90 (1999). Sources that fund the provision of legal aid are so scarce that lawyers are finding it more difficult to find or stay in jobs that facilitate free or affordable legal services. *See* Legal Aid Association of California Shaping the Future of Justice: Effective Recruitment and Retention of Civil Legal Aid Attorneys in California (April 2010), available at <http://legalaidresearch.org/pub/1672/recruitment-retention-civil-legal-aid-attorneys-california/> (discussing the retention problem for legal aid organizations in California).

12 The American Bar Foundation published The Lawyer Statistical Reports in 2012, 2004, 1994. The reports respectively report that in 2005, 75% of all lawyers worked in private practice. Those figures were 75% in 2000 and 73% in 1991. The corresponding 1985 report also reports that 68% of all lawyers were in private practice in 1980. *See* Lawyer Demographics, *supra* note 10.

13 *Id.*

利益をあげられるように、経験豊かな弁護士がビジネスの基礎について新人弁護士を指導することである。早期独立支援プログラムは、ビジネス界で個人起業家を発掘することから着想を得た。起業家養成は何十年も続いているが、21世紀の初頭まで、弁護士界でははっきりと認識されてこなかった。

早期独立支援プログラムは、弁護士活動が「法分野での」ビジネスであることを認識している。全てのビジネスと同様に、法律事務所を経営する弁護士は起業家を支援するプログラムから多くを学ぶことができる。ロースクールは、弁護士の思考方法は教えるが、法律事務所をどのようにビジネスとして経営していくかに焦点をあてた授業はほとんどない。2006年のアメリカのロースクールの調査によれば、半分以下のロースクールしか、法律事務所経営の科目をカリキュラムの中に組み込んでいない¹⁴。設置されている科目も、受講生数が少なく、主に非常勤講師によって担当されているため、実体法の法原理を学ぶ主要科目の附録と見られている¹⁵。法律事務所の経営を理解するということは法学教育の中核的要素ではないため、個人開業および小規模法律事務所働く弁護士にとって役に立つ経営の基礎を修得しないまま、学生は

ロースクールを修了してしまうのである。

リーマンショック後の大不況の後に弁護士界が新たな途を歩むにしたがって、多くの人は伝統的な分野での弁護士の仕事は少なくなるだろうと懸念している¹⁶。多くの弁護士にとって、生き残るためにもっとも堅実で最大の可能性は、個人営業となることだろう。この現実を理解しているロースクールは、学生と修了生に対してビジネスとして成り立つ法実務をいかに生み出すかについて指針を示すようになってきている。次に述べることは、一握りのロースクールが早期独立支援や個人開業支援プログラムをどのように試みているかについての例である。

B. 早期独立を支援するロースクール

ほとんどのロースクールの学生は自身を起業家と捉えてはいないし、小規模ビジネスの事業主になるとも想定していない。弁護士になったとき、報酬を発生させるために自身の専門技能をいかに生かすかについて指針を持っていないのが一般的である。ロースクールは、ビジネスとして成り立つ法実務のプランを学生に考えさせることができるだけでなく、修了生のためにプログラムを提供し、新人弁護士の弁護士開業を

14 A.B.A. STANDING COMM. ON PROFESSIONALISM, REPORT ON A SURVEY OF LAW SCHOOL PROFESSIONALISM PROGRAMS 38 (2006), available at

http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/cpr/reports/LawSchool_ProfSurvey.authcheckdam.pdf.

15 William Hornsby, *Challenging the Academy to a Dual (Perspective) : The Need to Embrace Lawyering for Personal Legal Services*, 70 MD. L. REV. 420 (2011).

16 William D. Henderson & Rachel M. Zahorsky, Law Job Stagnation May Have Started Before the Recession—And It May Be a Sign of Lasting Change, ABA JOURNAL (July 1, 2011 4:40 AM), http://www.abajournal.com/magazine/article/paradigm_shift (re-examining some long-standing assumptions about lawyers and the clients they serve within the context of the demands of a rapidly globalizing world) ; see also Maulik Shah, The Legal Education Bubble: How Law Schools Should Repond to Changes in the Legal Market, 23 GEO. J. LEGAL ETHICS 843, 845-52 (2010) (discussing how the legal market was impacted by the Great Recession).

支援し、低価格で公益的な法律サービスを提供することの動機付け与えることもできる。

何十年ものあいだ、ロースクールの同窓会は継続的な法学教育プログラムを提供してきたし、修了生のために同窓会の人脈を用いた企画を催してきた。こうしたプログラムによって、同窓会の会員が専門性を深め、弁護士業の拡大に資する新たな人脈を構築する手助けをしてきたのである。1997年にロースクール・コンソーシアム・プロジェクト（Law School Consortium Project, LSCP）が開始された。これは、弁護士に依頼することが可能なほど資金があるわけではないが、法律扶助制度を利用する要件を満たすほどの貧困レベルではない者（gap clients、中流下位層の依頼者）のために、低価格で法律サービスを提供する、個人開業および小規模法律事務所の弁護士を支援する最初の試みとなった¹⁷。LSCPは複数のロースクールおよびオープンソサエティ財団からの補助金で組織された。この組織の取り組みは、公益実現に関心の強い個人開業弁護士の熱意に応え、また中流下位層の依頼者の法律サービスの需要に応え

るものであった¹⁸。LSPCから生まれたもっとも息の長いプログラムはメリーランド大学ロースクール（University of Maryland Francis King Carey School of Law）のCivil Justice, Inc.、およびニューヨーク市立大学ロースクール（City University of New York School of Law）のCommunity Legal Resource Networkであろう。

メリーランド大学ロースクールの教授陣はCivil Justice, Inc.の考えを発展させた。これは、低所得もしくは平均的な所得の個人を、個人開業および小規模法律事務所の弁護士と引き合わせる紹介サービスを運営する独立の非営利団体である¹⁹。Civil Justice, Inc.にはスタッフが揃っており、若手弁護士の指導や人脈開拓を支援する。例えば、ロースクール教授陣による非公式の助言や、より経験豊かな弁護士と事案の共同受任をアレンジする²⁰。また、弁護士業務の専門職倫理を遵守するための手助けをメンバーの弁護士に提供している²¹。Civil Justice, Inc.は潜在的依頼者を、低価格で仕事を引き受ける個人開業弁護士および小規模法律事務所に照会している。メリーランド大学ロースクールは、小規模弁

17 For a history of the founding and more detailed description of the Law School Consortium Project, see Deborah Howard, The Law School Consortium Project: Law Schools Supporting Graduates to Increase Access to Justice for Low and Moderate-Income Individuals and Communities, 29 FORDHAM URB. L.J. 1245, 1245-47 (2002) ; see also Kristin Booth Glen, To Carry It On: A Decade of Dealing After Haywood Burns, 10 N.Y. CITY L. REV. 7, 19-23 (describing how the Open Society Institute was used at CUNY School of Law).

18 *Id.* The LSCP schools included: City University of New York (CUNY) School of Law, University of Maryland Francis King Carey School of Law (Maryland School of Law), Northeastern University School of Law, and St. Mary's University School of Law.

19 Professors Michael Milleman and E. Clinton Bamberger worked with five alumni to create the concept of Civil Justice, Inc. History, CIVIL JUSTICE, INC., <http://www.civiljusticenetwork.org/About/Historymission.aspx>.

20 Member Benefits, CIVIL JUSTICE, INC., <http://www.civiljusticenetwork.org/ForAttorneys/Memberbenefits.aspx>.

21 *Id.* See also Howard at 1249 (explaining that Civil Justice, Inc. offers its members "mentoring; networking and peer technical assistance; practice management assistance; substantive law training; access to a listserv; legal products and services at a reduced rate; a client referral service; marketing services and opportunities; and mediation training").

護士事務所を経営するために必要な知識や技能の教育を、そのカリキュラムに組み込むことで、Civil Justice, Inc.を支援している²²。

ニューヨーク市立大学ロースクールもまた、積極的な同窓会の支援ネットワークを活用し、ロースクール修了生の早期独立支援を実施している。Community Legal Resource Network (CLPN) は、個人開業弁護士および小規模法律事務所に属するばらばらの300人以上の弁護士を結び付けるメーリングリストである。これは、ニューヨーク市立大学ロースクールを基盤としている²³。このメーリングリストで結ばれたコミュニティは、同窓生の相互支援や助言を可能にしている。このメーリングリストによりニューヨーク市立大学ロースクールの職員は、継続法学教育を提供し、法律事務所に必要なソフトウェアや備品の割引価格での購入や、公益目的で低く設定された報酬での法律サービスの提供の機会をアレンジしている²⁴。

CLRNの活動は、ニューヨーク市立大学ロースクールがIncubator for Justiceというプログラムを発展させることにつながった。Incubator for Justiceは、修了生を対象に個人営業の弁護士業を始める場所を与

え、また公益目的の低価格での法律サービスの提供を促進するプログラムである。Incubator for Justiceは2007年に設立され、CLRNのメンバーに一般的な法律事務所経営の課題について訓練を実施している。例えば、「請求書作成、記録の保管、事務所器機、簿記、および税務、さらには、移民法や労働法などの特定法分野の研修や、正義の実現のための広範な活動にCLRNメンバーが参加することの推進など、弁護士業務の中で継続的に起こる事柄」についての研修である。Incubator for Justiceは、18ヶ月にわたり、個人開業弁護士および小規模法律事務所に在籍する弁護士12人までに対応することができる²⁵。弁護士は、独立して自身の法律事務所を営営することができるが、ニューヨーク市立大学ロースクールは新人弁護士の手の届く料金で事務所スペースを提供して彼らを支援している。[たとえば、] 同ロースクールの同窓生は、[月額] 500ドルでマンハッタンの中心地に事務所の場所を借りる一方で、同ロースクールで非常勤教員として法律事務所経営を教える同窓生でもあるローラ・ジェンタイル (Laura Gentile) 弁護士と共同で事務所を使用し、同弁護士から法律事務所運営についての質問に答えてもら

22 Michael Millemann, *The Symposium on the Profession and the Academy: Concluding Thoughts*, 70 MD. L. REV. 513, 524 (2011).

23 *Id.*

24 Although St. Mary's University School of Law withdrew from the LSCP in 2000, the following law schools also became members and offered some support for their alumni offering affordable legal services: University of Michigan School of Law, University of New Mexico School of Law, New York Law School, Rutgers University, Syracuse University School of Law, University of Tennessee College of Law, Thomas Cooley School of Law, and Touro Law Center. The University of California Berkeley School of Law, The University of California Davis School of Law, Golden Gate University School of Law, University of the Pacific McGeorge School of Law, University of San Francisco School of Law and Santa Clara University School of Law joined forces to form the Northern California Collaborative. Law School Consortium Project, UNIVERSITY OF CALIFORNIA, BERKELEY LAW, <http://www.law.berkeley.edu/1103.htm>. The LSCP is no longer active.

25 Jonathan D. Glater, *Lawyers Learn How to Be Businesslike*, N.Y. TIMES, Jan. 9, 2008, at B6.

うことができる²⁶。Incubator for Justiceの参加者は、ニューヨーク市の法律サービスが行きわたっていない地域で、個人事務所を開業するためのトレーニングを受けている²⁷。CLRNとニューヨーク市立大学ロースクールのIncubator for Justiceは、ニューヨーク市に住む、こうしたサービスがなければ弁護士にアクセスすることのできない人々に、低価格の法律サービスを提供している。Incubator for Justiceは、ロースクール修了生が起業家として発展し、低料金で法律サービスを提供する支援について、他のロースクールのモデルとなってきたのである²⁸。

今日、アメリカ法曹協会法律サービス常設委員会（ABA Standing Committee for the Delivery of Legal Services）の表によると、新人弁護士を養成することと、低料金で法律サービスをより広く提供するという二重の目的をもった、ロースクール修了生を対象とするプログラムを持つロースクールは、10校存在する²⁹。構築中のもの、もしくは既に動き始めているがウェブサイトには載っていないロースクールのプログラムは他にもある。表に掲載されているほ

とんどの類似のプログラムは、ニューヨーク市立大学ロースクールの Incubator for Justiceをモデルとしたものである。弁護士の早期独立支援プログラムは、ビジネス界の新規事業の成功の可能性を高めるための支援プログラムから、発想を得たものである³⁰。ABA法律サービス常設委員会の情報は、こうした早期独立支援プログラムが開業時の弁護士に下記の支援を提供していることを明らかにしている。

- ・事務所内での指導
- ・組織された情報交換の機会
- ・弁護士業務管理の訓練
- ・顧客開拓の技術と方法
- ・事務所スペース
- ・プロボノ、もしくは公益目的での低料金の弁護士業務に従事する機会

早期独立支援プログラムの内容は様々であり、事務所スペースを無償で提供するかどうか、有償であるとすればいくらかといった点でも異なる。しかし、一般的に、プログラムに参加する弁護士の訓練と指導を行う事務所内の所長に対する費用はロースクールが負担する。所長の役割は、新人弁

26 Richard Zorza, NewsMaker Interview—Fred Rooney on the CUNY Incubator, RICHARD ZORZA'S ACCESS TO JUSTICE BLOG (Sept. 11, 2011).

<http://accesstojustice.net/2011/09/22/newsmaker-interview-fred-rooney-on-the-cuny-incubator/>.

27 *Id.*

28 Fred Rooney & Justin Steele, *Exporting the Legal Incubator: A Conversation with Fred Rooney*, 9 U. Mass. L. Rev. 108 (2014) (documenting conversation with CUNY's former Incubator for Justice director, Fred Rooney, regarding his experience helping other law schools establish legal incubator programs).

29 The schools include: California Western School of Law, CUNY School of Law, Cleveland-Marshall College of Law, Florida International University College of Law, ITT Chicago-Kent College of Law, PACE Thomas Jefferson School of Law, University of Missouri, Kansas City, and University of Utah's S.J. Quinney College of Law. See Am. Bar Ass'n, Incubator/Residency Programs Directory, http://www.americanbar.org/groups/delivery_legal_services/initiatives_awards/program_main/program_directory.html. See also Ed Finkel, *INCubator-Style Programs Growing Among Law Schools*, 42 Student Lawyer No. 2, p. 28-31 (discussing various post-graduate training programs including one at Rutgers University School of Law).

30 For more information about business incubators, see the National Business Incubator Association at <http://www.nbia.org>.

護士の業務内容の向上を促進し、彼等が実体法の分野において経験を積むために、より経験豊富な弁護士を引き合わせることである。所長は、新人弁護士と事件の共同受任はしないし、報酬の配分も受けない。しかし、プログラムのなかには、新人弁護士が公益目的での低料金の法律サービスを提供する機会を、所長が責任を持って探すものもある。

個人開業および小規模法律事務所の養成に加えて、ペイス大学ロースクール (Pace University School of Law) とアリゾナ州立大学ロースクール (Arizona State University Sandra Day O'Connor College of Law) がロースクール修了生を対象にした、[新人弁護士に対する] 学内研修プログラム (residency programs) をリストアップしている³¹。[新人弁護士のための] 学内研修プログラムと、早期独立支援プログラムとの違いは、学内研修プログラムは公益目的の低料金での法律サービスの提供について、ロースクールが学内研修弁護士に報酬を支払っている点である。学内研修プログラムは、経験豊かな弁護士が研修中の弁護士の仕事を監督し、依頼人の開拓よりも実体法の分野における訓練により重きを置いている。どちらのタイプのプログラムも、持続可能性に関心をもっているが、早期独立支援プログラムはより起業家としての技能を修得させることに重点を置いている³²。一般的に学内研修プログラムは経験

のある弁護士を最低でも一人雇い、最小限でも新人弁護士に報酬を支払う非営利の法律事務所を立ち上げなくてはならないため、早期独立支援プログラムよりも設立にあたっては高額な予算を必要とする。大きな経費ではあるが、こうした法律事務所はひとたび設立されれば、設立に必要な経費よりも少額の「ロースクールからの」補助金で維持することができる³³。

[新人弁護士の] 新規事務所設立についての支援および研修についての注意事項として、早期独立支援プログラムは、法律サービスの行き届いていない所得層の人々に、無料もしくは低料金での法律サービスを提供することを「新人弁護士に」求めていることである。たとえば、トマス・ジェファソン・ロースクール (Thomas Jefferson School of Law) の Center for Solo Practitionersの役割は、「無料の法律サービスを受ける要件は満たさないが、高額な時間単位の弁護士費用を支払うのもまた難しい市民を代理する弁護士業務を、同窓弁護士が発展させること支援すること」である³⁴。同プログラムの目標は以下のとおりである。

- 〔1〕 合理的な料金の法律サービスを低所得層、および中間所得層の個人に提供すること
- 〔2〕 コミュニティー内に存在する「司法のギャップ (justice gap)」を埋める支援をすること

31 Comments by Deborah Ramirez on Jan. 3, 2014 at AALS Conference, New York City, New York. See also *Northeastern University, Justice Bridge Legal Center*. On file with author.

32 Katie Dilks, *Law School Incubator Programs: Models and Best Practices*, October 2013 NALP Bulletin.

33 See Gary Laser, Significant Curricular Developments: The MacCrate Report and Beyond, 1 CLINICAL L. REV. 425 (1994)

34 The Center for Solo Practitioners, Thomas Jefferson School of Law (on file with author).

- 〔3〕 法律サービスの行き届いていないコミュニティに奉仕し、法律サービスの改善に対して終身の情熱を育むこと
- 〔4〕 法律事務所を成功裡に経営するために必要な技術を弁護士に与え、同時に〔専門職〕倫理とプロフェッショナリズムへの強い取り組みを浸透させること

こうしたプログラムによって、事業を経営した経験のあまりない新人弁護士を怯ませることなく、法律事務所開設を可能にする。同時に、ますます必要とされている低料金での法律サービスの提供が可能になる。依頼者を開拓する途上にある弁護士は、1時間に300ドル支払う依頼者が0人であるよりも、100ドル支払う依頼者が少数でもいる方がよいことを理解している。1時間に25ドルから50ドルの契約でも新人弁護士にとっては経験を積むことが有益であり、多くの者はすぐに自身の依頼者から1時間につき75ドルから150ドルの支払いを受けて、より多く稼ぐことができることに気付く。究極的には、公益目的での低料金の法律サービスに成功した弁護士は、自分の報酬を生み出すことによってコミュニティの需要に応えているのである。

C. プログラムが最大の成功をおさめる条件

ロースクールの修了生を対象とした早期独立支援プログラムは、まだ比較的新しく、その有効性についてあまりデータが蓄積されていない。支援プログラムの構造は、プログラムの財源、〔地元弁護士会〕、およびプログラムを設置するロースクールがどの程度支援プログラムに関心を持つかによっ

て異なる。以下の議論は、アメリカのロースクールに設けられた早期独立支援プログラムが、最も成功するために必要な条件を検討するものである。

同窓弁護士のネットワーク

個人開業および小規模法律事務所の弁護士を多数輩出するロースクールにとって、早期独立支援プログラムは最も望まれるものである。〔プログラム成功のための〕同窓弁護士の構成の特徴は、弁護士が公益案件における業績を積みたいが、公的非営利分野や政府分野の仕事が限られているために、やむなく営利の弁護士業務に従事する者が多いことといえるかもしれない。ロースクールの同窓弁護士が、個人開業および小規模法律事務所の弁護士ネットワークを形成しているロースクールであれば、弁護士業務を始めたばかりの新人弁護士の指導や事業開拓ための強力な指導者集団を形成することができる。〔同窓弁護士の構成の特徴から見て、〕彼らが継続的な指導や法律事務所経営の継続研修、また小規模法律事務所のネットワークから多くを得るであろうとロースクールが判断するのであれば、早期独立支援プログラムは最もよく効果を発揮するであろう。

教授陣の支援

早期独立支援プログラムが成功するためには、同窓弁護士の関心や職員の支援だけではなく、教授陣からの実際の支援が必要である。教授の支援が重要であるのは、教授陣こそがカリキュラム運営の中心であるからである。同窓弁護士がこの付加的な支援を必要としていることを教授会メンバー

が認識することは、学生が何を必要としているかを理解していることの証であり、教授陣の多くは関連した内容を授業に取り入れ始める。更に重要なことは、教授陣が支援プログラムに賛同し企画することに関与するようになれば、プログラムが制度として永続する象徴となることである。

所長

早期独立支援プログラムを監督するためにどのような人が雇われるかが、プログラム成功の鍵となる。支援プログラムには、少なくともフルタイムの弁護士が職員の40%を占めなくては成立しない。プログラムの所長は、当該州での弁護士資格を有すべきだし、地元の弁護士会と強いつながりと人望が必要である。所長の主要な役割は、新人弁護士を地元弁護士コミュニティに紹介することである。支援プログラムが所在する弁護士コミュニティにおいて強い信頼を既に獲得している所長を選ぶことで、プログラムに参加する新人弁護士は所長の評判に担保された信用をすぐに得ることができる。所長の人選にあたり、もうひとつ重要なことは、法律サービスの新しいテクノロジーを使うことに長けていることと、それが弁護士業務をどれだけ変えてきたかを理解していることである。優れた所長であれば、全てを知らずとも、新人弁護士を適切に指導するのに必要な人脈や術を身につけているものである。

法実務との架橋科目および進路指導

個人開業および小規模法律事務所におけ

る弁護士業務を経験することは、ロースクールの学生にとってキャリア形成を考えるうえで不可欠である。学生が最終的にそうした実務環境に身を置くか否かにかかわらず、彼らにとって法律事務所の経営者、もしくは稼ぎ手としての弁護士の視点から考え始めることは重要である。事業を發展させる術を知っている者はどの規模の法律事務所であっても重んじられる。リーダーシップを発揮する者には、政府または公益団体においても管理職に昇進する大きな可能性がある。弁護士業を経営する機会と課題について語ることは、学生にとっては[将来への]より明確な見通しを可能にし、必要とされる付加的なスキルに触れさせることにつながる。ロースクールは、専門職責任の授業に法律事務所経営の議論を上手に取り込むことを検討すべきである。また、法律サービスにおけるテクノロジーの役割、そしてそうしたテクノロジーが法実務に与える影響をより広く知らせることは、ロースクールの学生が弁護士業を始めることを考えるうえで重要な要素である。

公益サービスの構成要素

ロースクールに基礎をおく早期独立支援プログラムは、弁護士に公益サービスへの関与の重要性を浸透させる機会を提供している。ABAと多くの州は、弁護士には「支弁能力のない市民に法律サービスを提供する専門家としての責任がある」旨、合意している³⁵。こうした組織が弁護士に推奨していることは、資力の乏しい個人や「資力の乏しい者の必要に第一に対処するために

35 ABA Model Rule 6.1, available at http://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/publications/model_rules_of_professional_conduct/rule_6_1_voluntary_pro_bono_publico_service.html

設立された」団体のために年に最低50時間の無料の法律サービスを提供することである³⁶。加えて、ABAとカリフォルニアなどの州は、限られた財源しか有しない個人やグループに対し、通常よりも低い料金で法律サービスを提供することを推奨している。[しかし、]強大な地位にもかかわらず、ほとんどの弁護士は公益サービスを要求されているわけではない³⁷。ロースクールの早期独立支援プログラムは、法実務訓練の機会を提供する公益団体との関係を深めることにより、プロボノ活動と引き換えに新人弁護士の訓練が可能となる。こうした早期独立支援プログラムは、裁判所、アフォードダブル住宅開発法人（affordable housing developers）、政府機関、選挙による公職者などと連携して、それぞれのサービス受益者に対して、限られた範囲の法律サービスを低い料金で提供することができる。ロースクールは修了生のためにコミュニティの様々なパートナーと公益サービスに関する合意を結ぶことができる。その中で最も重要なものは、新人弁護士に専門家として学び育つ機会を提供する合意である。早期独立支援プログラムに参加する[新人弁護士は]、バランスをとることを学ばねばならない。弁護士として公益サービスに奉仕することと、弁護士として報酬を徴収して持続的な法律業務を維持する必要性のバランスである。

資金調達

ロースクール修了生を対象とした早期独立支援プログラムを始めるにあたって、ロースクールが答えねばならない問いの最も重要なもののひとつは、支援プログラムと指導弁護士任用の財源をどうするかということである。ロースクールは早期独立支援プログラムに資金を拠出することを約束しなくてはならないが、その拠出は少なくとも半日勤務程度の所長への俸給でよい。所長は地元のコミュニティーに強いつながりを持つべきであるから、弁護士業を続ける弁護士、もしくはロースクールで実務技能を養成する科目を担当できる人材を弁護士会メンバーから見つけることが理想的である。支援プログラムの考え方は、[新人弁護士の] 弁護士業の発展のために補助金を提供するのではなく、支援にとどめることである。弁護士業を始める新人弁護士は、賃料、弁護過誤保険、その他の法律事務所の必要経費を支払えるよう準備すべきである。支援プログラムは、低い料金での法律サービスの提供が、新人弁護士にとって法律事務所開設の費用の補助金となるように、諸機関との関係を築くなど、さまざまな機会を確保することを重視すべきである。

評価の仕組み

個人開業および小規模法律事務所の弁護士の実情についての情報は非常に少ない。

36 *Id.*

37 The exceptions are New York and California who recently instituted new pro bono and reduced fee services requirements for lawyers seeking admission to their respective state bar associations. See New York State Unified Court System at <http://www.nycourts.gov/attorneys/probono/baradmissionreqs.shtml> and the California State Bar Task Force on Admissions Regulation at <http://www.calbar.ca.gov/AboutUs/BoardofTrustees/TaskForceonAdmissionsRegulationReport.aspx>.

早期独立支援プログラムを実施する中で、こうした弁護士の成功と困難な局面とを追跡することのできる評価の仕組みを発展させることが重要である。こうした支援プログラムと参加した新人弁護士に関する継続的な研究が必要であり、それによって、我々が弁護士コミュニティにどのような種類の支援をなすべきかを理解できるであろうし、あるいは、別のやり方が良いのかを判断することができる。どのような評価の仕組みであれ、依頼者の属性やどのような法律サービスが提供できたのかを深く調査すべきである。こうした新人弁護士の市場を理解することは、ロースクールや政策立案者が法律サービスの消費者にとってより良い弁護士を育成することにつながるといえる。

結論

今日のロースクールの修了生は、技術の発展が弁護士業も含む社会のあらゆる面を根本的に変化させている時代に、法専門職の世界に参入している。過去10年に、主に法文書作成や法情報調査などの何千もの仕事が、海外に発注されるようになった。長期間に渡るアウトソーシングの影響はいまだ明確にはなっていないが、法律サービスの提供が根本的に変化したことははっきりしている。ロースクールの早期独立支援プログラムは、安価でしかも高い水準の法律サービスを求める新たな法務市場に、新人弁護士が立ち向かう準備をする手助けとなっている。ロースクールの早期独立支援プログラムは、弁護士と司法制度へのアクセスを向上させるための重要かつ必要不可欠な方法である。